

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会
役員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規程

平成 29 年 3 月 28 日
朝社協規程第 140 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 2 5 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用弁償の支給に関する必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 会長については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 常務理事については、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。
- (3) 会長及び常務理事を除く役員については、報酬等を支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 役員が本会の業務のため、会議に出席し又は出張したときは、別表第 1 により費用を弁償する。ただし、会長及び常務理事には、会議出席費用弁償は支給しない。

2 前項の規定による費用弁償の支給方法は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会職員旅費規程（平成 1 4 年朝社協規程第 1 2 8 号。以下「職員旅費規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

(役員の報酬等の算定方法)

第 5 条 役員の報酬等の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、別表第 2 に定める額
- (2) 期末手当については、別表第 3 に定める額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会職員給与規程（平成 1 4 年朝社協規程第 1 2 4 号。以下「職員給与規程」という。）の規定による。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めにより控除すべき額を控除して支給する。
- 3 役員の報酬は、就任したその日から支給する。
- 4 役員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日が属する月まで報酬を支給する。
- 5 前 2 項の規定により報酬を受ける場合であって、月の途中で就任し、又は離職したときは、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算するものとする。

(報酬等の支給日)

第 7 条 報酬等の支給日は、職員給与規程に準じた日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 4 項に該当する場合にあっては、その際に支給することができる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則 (平成29年規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第6号)

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

費用弁償の額

会議出席費用弁償 (1日当たり)		旅 費			
		鉄道賃、船賃及び車賃	航空賃	日 当	宿泊料
理事会	2,000 円	職員旅費規程を適用し、 6級以上の職務にある職 員の例により算出した 額。	実 費	2,000 円	15,000 円
監査					
委員会					
正副会長会議					

別表第2（第5条関係）

役員の報酬

役 員	報酬の額
会 長	月額 10万円
常務理事	月額 28万円

別表第3（第5条関係）

役員の期末手当

区 分	期末手当の額
6月期末手当	報酬月額×朝霞市常勤特別職の支給割合
12月期末手当	報酬月額×朝霞市常勤特別職の支給割合